



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 雇用保険を65歳以上にも適用へ

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. マイナンバー(地方税分野)

NEWS1. 雇用保険を65歳以上にも適用へ

厚生労働省は、労働政策審議会(厚労相の諮問機関)の雇用保険部会を開き、雇用保険法の改正に向けた検討案の一部を提示した。高齢者の就労を促進するため雇用保険を65歳以上にも適用するほか、介護と仕事の両立を後押しするため介護休業を取得する人への給付金を増額する。

安倍政権が掲げる「1億総活躍社会」の実現に向け、厚労省は来年の通常国会に同法改正案を提出する方針。

現在64歳までとなっている雇用保険の適用年齢の上限は、高齢者の就労の阻害要因になっており、上限撤廃には保険料の一部を負担する企業側も理解を示している。65歳以上の高齢者を一定割合以上雇用する企業や、高齢者の健康管理制度を導入する企業への助成も検討する。

現行制度では、65歳以上で働いている人や、65歳以上で新たに就職しても雇用保険には加入できません。また、65歳未満で離職した場合は基本手当(いわゆる失業保険)を受給できますが、65歳以降での離職は最高で基本手当50日分の一時金となり、65歳を境にして給付にも違いがでます。

男性の育児休暇の増加や、パート労働者でも受給できるなど、受給者数・受給額共に大きく増加している「育児休業給付金」は、雇用保険からの支給です。

失業した時の保険という役割に加え、育児等で休む時にも給付する保険へと時代のニーズとともにその形を変えてきた雇用保険ですが、65歳以上にも適用する法改正が必要な時期になっているようです。

NEWS2. (書籍の紹介)

伝わる! 修造トーク 一瞬で心をつかむ「話し方」60のルール

【内容紹介】

人前で話すのが苦手、会議やプレゼンで極度に緊張する、思いがうまく伝わらない.....このすべてに当てはまるのが、じつは僕自身、松岡修造でした。

そんな僕がしゃべりの現場で学び、自分を大きく変えてくれたコミュニケーションのコツを完全公開します。錦織圭選手とのエピソードや、ジュニアの指導など、「人を伸ばす方法」も収録!



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480
0563-57-7850

Question

地方税分野での事務手続における個人番号、法人番号の記載開始時期は、どうなっていますか。

Answer

税目・手続ごとに番号の記載開始時期が異なります。例えば、償却資産(固定資産税)に関する申告は、平成28年2月1日期限の申告から個人番号・法人番号の記載が必要です。



【解説】

1 個人番号・法人番号の記載開始時期について

各税目別における個人番号・法人番号の記載開始時期については、例えば、個人住民税の申告の手続では、平成28年分以後の所得に係る申告書等から適用となります。一方、法人住民税の確定申告・中間申告では、平成28年1月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

税目	事務手続の例	記載開始時期
個人住民税	・住民税申告書の提出 ・給与支払報告書の提出 ・特別徴収税額の通知 ・扶養親族申告書の提出	平成28年分以後の所得に係る申告書等から適用
法人住民税 法人事業税	・確定申告及び中間申告 ・中間納付額の還付の請求	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告から適用 平成28年1月1日以後に行われる請求から適用
固定資産税	・償却資産に関する申告	平成28年1月1日以後に行われる申告から適用
軽油引取税	・納入申告書の提出	平成28年1月1日以後に開始する課税期間(平成28年1月分)に係る申告から適用
自動車税 軽自動車税	・減免の申請	平成28年1月1日以後に行われる申請から適用
事業所税	・申告書、修正申告書の提出	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告から適用

2 個人番号・法人番号の取扱いについて

- ①平成28年1月1日以降に提出される申告書等について、個人番号・法人番号の記載を開始する。(自動車取得税・自動車税・軽自動車税における申告書・報告書(自動車取得税の修正申告書を含む。)には、個人番号・法人番号を当面記載しない。)
- ②納税通知書には、個人番号・法人番号を当面記載しない。
- ③給与所得に係る特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)には、個人番号は当面記載せず、法人番号は記載しない。公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)には、個人番号は当面記載せず、法人番号は記載する。(給与所得に係る特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)及び公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書(年金保険者用)には、個人番号・法人番号を記載する。)
- ④更正・決定通知書には、個人番号・法人番号を記載しない。
- ⑤納付書・納入書には、個人番号・法人番号を原則記載しない。
- ⑥その他、個人住民税における給与支払報告書の提出など、特別徴収義務者においては、平成28年分の所得に対する手続から必要な個人番号・法人番号を記載する。

参考資料等

総務省 マイナンバー制度と個人番号カード 地方税分野におけるマイナンバー制度

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850